

道からの報告の求めに応じなかった事業者

平成30年11月12日
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

道内の消費者に対して、メガネの訪問販売を行っている個人事業者が、北海道消費生活条例第50条第1項の規定に基づく報告の求めに応じなかったことから、その氏名等を公表します。

1 経緯

道は、メガネの訪問販売を行う事業者に対して、北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号。以下「条例」という。）第50条第1項の規定に基づき、平成30年10月9日付けで同月23日を期限として報告を求めたが、事業者からは、期限までに報告がなかった。

このことから、事業者が道からの報告の求めに応じなかった旨のほか、事業者の概要、報告を求めた事項及び消費者苦情相談の概要を公表する。

2 公表する根拠

条例第51条第1項

3 事業者の概要

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 氏名 | うえだ しょうじ
植田 昭二（個人事業者） |
| (2) 使用している名称 | ジャストメガネ |
| (3) 所在地 | 旭川市豊岡9条5丁目 |
| (4) 業態 | 訪問販売（メガネ） |

4 報告を求めた事項

- (1) 事業者の概要（名称、所在地、法人格、組織、役員・従業員の状況、売上額等）
- (2) 事業の概要（取り扱い商品、役務の種類・内容等）
- (3) 契約実績、勧誘・販売方法等

5 消費者苦情相談の概要

道内の消費者から、「十分な判断ができない高齢者がメガネの売買契約を締結した」「半年間に6本のメガネを購入したが不要なものなので解約したい」といった相談がある。

お問い合わせ先
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ
電話 011-204-5213

○北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

（2） 消費者の知識、経験、財産等の状況に照らして不適當な契約と認められるにもかかわらず、又は消費者の判断力の不足に乗ずることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（5） 信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること。

（不当な取引方法による被害の防止）

第 17 条 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認められるときは、速やかにその取引実態等につき必要な調査を行うものとする。

（立入調査等）

第 50 条 知事は、第 9 条、第 15 条、第 15 条の 2、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

（公表）

第 51 条 知事は、第 9 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 3 項、第 17 条第 3 項、第 19 条第 2 項若しくは第 20 条第 2 項の規定による勧告に従わない者、第 48 条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。